

伊丹市入札参加停止基準

(入札参加停止)

- 第1条 市長は、入札参加資格者(注1)が別表第1又は別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、入札参加停止(注2)を行うものとする。
- 2 市長は、建設工事、業務委託、製造の請負及び物品の購入等(以下「工事等」という。)の契約のため、前項の入札参加停止を受けている入札参加資格者を選定してはならない。また、入札参加停止を受けた入札参加資格者を現に一般競争入札参加資格を有することを確認しているときはその確認を、現に指名競争入札における指名をしているときはその指名を取り消すものとする。
- 3 前条の場合において、当該入札参加停止に係る有資格者が、一般競争入札又は指名競争入札に係る落札決定を受けた場合であって、当該落札決定に係る契約を締結していないときは、当該契約の締結を行わないものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

- 第2条 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の入札参加停止を併せ行うものとする。
- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体と同期間の入札参加停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止と同期間の入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

- 第3条 入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間を適用する。
- 2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。
- (1) 別表各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間(入札参加停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号、第2号又は第3号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号、第2号又は第3号の措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 市長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表各号及び前2項の規定による入札参加停止の期間を当該適用期間の2分の1に短縮することができる。
- 4 市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由(注3)があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表各号及び第1項の規定による入札参加停止期間を当該適用期間の2倍に延長することができる。ただし、通算して2年を限度とする。

5 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由（注3）が明らかとなったときは、2分の1又は2倍に当該入札参加停止期間を変更することができる。ただし、通算して2年を限度とする。

6 市長は、入札参加停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責を負わないことが明らかになったと認めるときは、入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第4条 市長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、入札参加資格者又はその使用人（以下「入札参加資格者等」という。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当する場合（第3条第2項の規定に該当する場合を除く。）の入札参加停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等のうち契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号(1)、(4)又は第3号(1)のいずれかに該当したとき。当該措置要件に定める入札参加停止期間を2倍にして得た期間。

(2) 別表第2第2号又は第3号に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める入札参加停止期間を2倍にして得た期間。

(3) 別表第2第2号に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める入札参加停止期間を2倍にして得た期間。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する入札参加資格者等に悪質な事由（注3）があるとき（前3号に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める入札参加停止期間に1月を加算して得た期間。

(5) 市又は他の公共団体等の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する入札参加資格者等に悪質な事由（注3）があるとき（第1号に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める入札参加停止期間に1月を加算して得た期間。

2 市長は、別表第2第2号に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める入札参加停止期間を2分の1に短縮することができる。

(入札参加停止等の通知)

第5条 市長は、第1条第1項若しくは第2条の規定により入札参加停止を行い、第3条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による入札参加停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、入札参加停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(下請の禁止)

第7条 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が市が発注する工事等を下請することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に対する措置)

第8条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(運用項目)

第9条 市長は、この基準の運用に関して、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 伊丹市指名停止基準は廃止する。
- 3 本基準の施行前に伊丹市指名停止基準に基づいてなされた指名停止は、本基準に基づく入札参加停止とみなす。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年12月25日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 事故等による措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市(伊丹市公営企業を含む。以下同じ。)が発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6 カ月</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市発注に係る工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告又は監査委員の監査の結果に関する報告で指摘され、市発注に係る工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4 カ月</p>
<p>3 市発注以外の国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する工事等(以下「公共工事等」という。)の県内における施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、市発注に係る工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3 カ月</p>
<p>(工事成績不良)</p> <p>4 市が発注する建設工事に係る工事成績評定点が5 5点未満のとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4 カ月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 市が発注する工事等の施工等に当たり、第2号に掲げる場合のほか、契約に違反し工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 2カ月以上の履行遅滞があったとき。 4 カ月</p> <p>(2) 1カ月以上2カ月未満の履行遅滞があったとき。 3 カ月</p> <p>(3) 1カ月未満の履行遅滞があったとき。 2 カ月</p> <p>(4) 工事等の施工管理が不良で再三指摘しても改善しないとき。 ①公害及び危険防止対策が不良のとき。 4 カ月 ②工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良であるとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。 2 カ月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>6 市が発注する工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。 6 カ月</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。 3 カ月</p> <p>(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。 6 カ月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>7 県内の工事等で市が発注する工事等以外の工事等(以下「一般工事等」という。)(注4)の施工等に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。 3 カ月</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。 2 カ月</p> <p>(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。 3 カ月</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>8 市が発注する工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 重傷者（注5）を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 カ月</p> <p>1 カ月</p>
<p>9 県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大である（注6）と認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 重傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 カ月</p> <p>1 カ月</p>

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 入札参加資格者等が、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者等が、県内の他の公共機関（注7）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者等が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>1 2 カ月</p> <p>9 カ月</p> <p>6 カ月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し、入札参加資格者等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市が発注する工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(2) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(3) 県外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(4) 市が発注する工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p> <p>(5) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p> <p>(6) 県外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2 カ月</p> <p>8 カ月</p> <p>4 カ月</p> <p>1 8 カ月</p> <p>1 2 カ月</p> <p>6 カ月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 入札参加資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市が発注する工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 県内の一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 県外の一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>1 8 カ月</p> <p>1 2 カ月</p> <p>6 カ月</p>

<p>(補助金の不正受給を目的とした不正行為)</p> <p>4 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等(注8)の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)第29条若しくは第30条又は詐欺(刑法第246条に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市の補助事業等(注9)又は間接補助事業等(注10)(以下「補助事業等」という。)に関し補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 県内の市町の補助事業等に関し、補助金等適正化法第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>12カ月</p> <p>9カ月</p>
<p>(暴力団関係)</p> <p>5 入札参加資格者に関し、警察からの通報等により、次に該当することが明らかになったとき。</p> <p>(1) 暴力団員が役員として、又は実質的に経営に関与していること。</p> <p>(2) 暴力団員を相当の責任の地位にある者(注11)として使用し、又は代理人として選任していること。</p> <p>(3) 役員その他相当の責任の地位にある者(以下「役員等」という。)が、自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与えるため、暴力団の威力を利用したこと。</p> <p>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に資金援助等の経済的便宜を図ったこと。</p> <p>(5) 役員等に暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められること。</p> <p>(6) 役員等に暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、入札参加資格の有無にかかわらず、当該事業者を下請負等(資材・原材料の購入を含むその他契約行為)で利用していること。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>24カ月以上その事実がなくなったと認められるまで</p> <p>24カ月以上その事実がなくなったと認められるまで</p> <p>12カ月以上その事実がなくなったと認められるまで</p> <p>12カ月以上その事実がなくなったと認められるまで</p> <p>12カ月以上その事実がなくなったと認められるまで</p> <p>12カ月以上その事実がなくなったと認められるまで</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>6 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等が建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>①市が発注する工事に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>②県内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>③近畿内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>④近畿外の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が、建設業法第28条及び29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>①市が発注する工事に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>②県内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>③県外の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>9カ月</p> <p>8カ月</p> <p>6カ月</p> <p>3カ月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>6カ月</p> <p>5カ月</p> <p>3カ月</p>

<p>受けたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者が、建設業法 28 条の規定により、指示処分を受けたとき。</p> <p>①市が発注する建設工事に関し、指示処分を受けたとき。</p> <p>②県内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。</p> <p>③県外の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>1 カ月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 役員等が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>①市が発注する工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>②県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者の使用人（前(1)に掲げる者を除く。）が、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>①市が発注する工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>②県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者等が、業務に関し脱税行為により、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 入札参加資格者等が、業務関連法令（注 1 2）に重大な違反（注 1 3）をしたとき。</p> <p>①市が発注する工事等において、業務関連法令に重大な違反等をしたとき。</p> <p>②県内の一般工事等において、業務関連法令に重大な違反をしたとき。</p> <p>(5) 入札参加資格者等が、県内において、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号。以下「自動車保管法」という。）違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9 カ月</p> <p>8 カ月</p> <p>6 カ月</p> <p>5 カ月</p> <p>3 カ月</p> <p>3 カ月</p> <p>2 カ月</p> <p>2 カ月</p>
<p>(その他)</p> <p>8 役員等に重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき等入札参加停止を必要とする場合。</p> <p>(1) 役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p> <p>(2) 入札参加資格者が、金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(3) 入札参加資格者等が、競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかつ</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 カ月</p> <p>取引再開まで</p> <p>1 カ月</p>

たとき。	
(4) 入札参加資格者等が、低入札価格調査に関して不誠実な行為をしたとき。	3カ月
(5) 受注者又はその下請業者が暴力団等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	3カ月以上
(6) その他入札参加者等第二審査委員会において入札参加停止の措置を必要と認めたとき（注14）。	入札参加停止の決定のあった日から12カ月以内

(注1) 入札参加資格者とは、市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れ等の競争入札に参加する者として登録されている者をいう。

(注2) 入札参加停止とは、一定の要件に該当するため、建設工事等を受注させるにふさわしくない入札参加者について、市長が一定の期間、一般競争入札に参加させない措置及び指名競争入札の指名の対象外とする措置をいう。

(注3) 悪質な事由とは、当該発注者に対して入札参加資格者等が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。

(注4) 一般工事等とは、当該地方公共団体発注以外の公共工事及び民間工事等をいう。

(注5) 重傷者とは、治療30日以上の傷害をいう。

(注6) 重大であるとは、原則として現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は起訴されたときをいう。

(注7) 公共機関とは、贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。

(注8) 補助金等とは、補助金等適正化法第2条第1項に規定されるもの又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に基づく現金的給付をいう。

(注9) 補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(注10) 間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。

(注11) 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。

(注12) 業務関連法令とは、次のものをいう。

- ①労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令
- ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等の環境保全関連法令
- ③建築基準法等の建築関係法令
- ④刑法その他業務に密接に関連する法令

(注13) 重大な違反とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合又は業務に密接に関連する行為について法令違反により逮捕、書類送検若しくは起訴等がされた場合等をいう。

(注14) 県外で発生した社会的影響の大きな事故等を含む。